

一宮市立小学校空調設備整備事業 第1回募集要項等に関する質問及び回答

通し番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
1	要求水準書	6	第1.9.(3)	調査にてアスベストが発見された場合に追加で発生する施工費用は、都度協議と考えればよろしいか。	調査にてアスベストが発見された場合、市は施工方法についての協議を行います。
2	要求水準書	11	第2.3.(1)①	アンカーについては強度の確認及び試験報告書の提出とありますが、貴市の同様物件では実施していないようですが、実施は必須でしょうか。又は引き抜き強度計算と施工手順書の作成及び施工時の提出にて代用することは可能でしょうか。	引き抜き強度を計算のうえ、施工手順書の提出を行うこととします。 要求水準書の該当箇所を以下のとおり変更します。 ○要求水準書11頁第2.3.(3)① 【変更前】 あと施工アンカーは、おねじ形メカニカルアンカーまたは接着系アンカーを使用し、後者を使用する場合は、所定の強度が発現するまで養生を行う。アンカーについては、強度の確認及び試験報告書の提出を行う。 【変更後】 あと施工アンカーは、おねじ形メカニカルアンカーまたは接着系アンカーを使用し、後者を使用する場合は、所定の強度が発現するまで養生を行う。アンカーについては、 <u>引き抜き強度を計算のうえ、施工手順書の提出を行う。</u>
3	要求水準書	12	第2.3.(1)②	中間階63㎡程度の標準的対象室は、冷房14.0kW程度の機器を選定し、変則的な対象室については熱負荷計算により機器を選定すると言う事で間違いないでしょうか。	熱負荷計算は、全対象室について実施し、それを基に機器の選定を行っていただきます。
4	要求水準書	12	第2.3.(1)②	熱負荷計算を行うにあたり、現状の構造体の詳細断面(コンクリート厚、断熱材種類・厚、内装材種類・厚、ガラス仕様などが解る図)が必要となります。各校毎の情報をいただく事は出来るでしょうか。又は、簡易的に想定で計算を行う形で良いでしょうか。	現地調査等で、校舎の現況の確認を行ってください。
5	要求水準書	14	第2.3.(1)③	新設だけでなく更新機器も使用エネルギー量を計測する必要はありますか。	必要があります。更新機器についても、性能モニタリングを実施していただきます。
6	要求水準書	18	第3.3.(1)	工事に必要な電力等は有償でできると記載がありますが、室内工事で使用する工事照明や100V駆動の工具類については、最寄りのコンセントを無償で使用することは可能でしょうか。	学校教育活動に支障のない範囲で、市の承諾を得た場合に限り可能です。ただし、漏電ブレーカーの設置等の安全上の措置を求めます。 要求水準書、事業契約書(案)【SPC無し】及び事業契約書(案)【SPC有り】の該当箇所を以下のとおり変更します。 ○要求水準書18頁第3.3.(1) 【変更前】 学校運営上、支障のない範囲で、工事(試運転調整を含む。)に必要な工事事業電力、水道、ガスを有償で使用できる。また、電気主任技術者の立会に要する費用等は、自己の費用及び責任において調達する。 【変更後】 <u>市の承諾を得た場合は、学校運営上、支障のない範囲で、工事に必要な工事事業電力、水道、ガスを無償で使用できる。ただし、電力については、漏電ブレーカーの設置等の安全対策を定める。また、電気主任技術者の立会に要する費用等は、自己の費用及び責任において調達する。</u> ○事業契約書(案)【SPC無し】12頁第22条第4項 【変更前】 施工企業は、新規設備工事の施工(試運転を含む。)に必要な工事事業電力、水道、ガス等をすべて自己の費用及び責任において調達しなければならない。ただし、施工企業が、学校教育活動等に支障のない範囲で、事前に、市に対し、その利用期間や利用料等市が定める事項を明らかにした書面による申請を行い、市の書面による事前の承諾を得た場合には、 <u>有償</u> で使用できるものとする。 【変更後】 施工企業は、新規設備工事の施工(試運転を含む。)に必要な工事事業電力、水道、ガス等をすべて自己の費用及び責任において調達しなければならない。ただし、施工企業が、学校教育活動等に支障のない範囲で、事前に、市に対し、その利用期間等市が定める事項を明らかにした書面による申請を行い、市の書面による事前の承諾を得た場合には、 <u>無償</u> で使用できるものとする。 ○事業契約書(案)【SPC有り】11頁第22条第4項 【変更前】 乙は、新規設備工事の施工(試運転を含む。)に必要な工事事業電力、水道、ガス等をすべて自己の費用及び責任において調達しなければならない。ただし、乙が、学校教育活動等に支障のない範囲で、事前に、甲に対し、その利用期間や利用料等甲が定める事項を明らかにした書面による申請を行い、甲の書面による事前の承諾を得た場合には、 <u>有償</u> で使用できるものとする。 【変更後】 乙は、新規設備工事の施工(試運転を含む。)に必要な工事事業電力、水道、ガス等をすべて自己の費用及び責任において調達しなければならない。ただし、乙が、学校教育活動等に支障のない範囲で、事前に、甲に対し、その利用期間等甲が定める事項を明らかにした書面による申請を行い、甲の書面による事前の承諾を得た場合には、 <u>無償</u> で使用できるものとする。

一宮市立小学校空調設備整備事業 第1回募集要項等に関する質問及び回答

通し 番号	資料名	頁	箇所	質問内容	回答
7	要求水準書	26	第6. 1. (1)	本事業でのフロン排出抑制法の対応範囲は3年に1回の定期点検と考えればよろしいか。簡易点検は、一宮市(各学校)で実施すると考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
8	要求水準書	27	第6. 1. (4)③	ガス・電気の使用量は、学校全体の使用量が分かればよろしいでしょうか。室外機ごとに計測する必要がありますでしょうか。	すべての機器について、ガス・電気の使用量の計測を求めているわけではありません。維持管理業務報告書に記載する使用量等について、按分等を用いた合理的な手法により算出する旨の提案をしてください。
9	要求水準書	33	別紙2. 2. No.1	業務報告書は空調整備事業として、又は各学校ごとですか。	本事業として提出してください。
10	要求水準書	38	別紙4. 2. No.2	業務報告書は空調整備事業として、又は工事管理者ごと、もしくは、各学校ごとですか。	本事業として提出してください。
11	-	-	-	学校データの収集のために、各校内のインターネット回線を使用させて頂くことは可能でしょうか。利用可能な場合、費用はかかりますでしょうか。	学校運用に支障を生じる恐れがあるため、不可とします。